

農地法第4・5条の届出書（市街化区域内農地転用）添付書類一覧表

《説明》

- 農地法第4条 …………… 農地の転用（自己の所有農地を農地以外の用途に変更する場合）
 農地法第5条 …………… 農地の転用を伴う権利異動（所有権移転・使用貸借、賃貸借権の設定）

条 項	一 般（個 人）										法 人				
	届 出 書	公 図 写	案 内 図	明 書 （全 部 事 項 証 明 書）	土 地 の 登 記 事 項 証 明 書	印 鑑 証 明	誓 約 書	書 の 写 し	小 作 地 の 場 合 解 約	仮 換 地 証 明	区 画 整 理 地 の 場 合	委 任 状 （代 理 人 が 届 出 の 場 合）	明 書	法 人 の 登 記 事 項 証 明	法 人 の 印 鑑 証 明
4 条	1 通	1 通	1 通	1 通	1 通	1 通	1 通	1 通	1 通	1 通	1 通	1 通	1 通	1 通	1 通
5 条	1 通	1 通	1 通	1 通	双 方 1 通	1 通	1 通	1 通	1 通	1 通	1 通	1 通	1 通	1 通	1 通

＜注意点＞

- ・ 法人の場合は、一般（個人）が届出する添付書類の他に上記法人欄の書類が必要です。
- ・ 届出書及び誓約書には実印を押印して下さい。
- ・ インターネットでの登記情報提供サービスによる書類は、土地の登記事項証明書（全部事項証明書）として認められていません。
- ・ 農地法第5条の届出において、譲受人又は譲渡人のどちらか一方が届出する場合は、もう一方からの委任状は必要ありません。

※届出が受理されると、翌年から固定資産税等が変わることがありますのでご注意ください。（詳しくは課税課 土地資産税係（内線 2435）へお問合せ下さい。）

＜締切日及び受理書交付日＞

締 切	毎週水曜日
受理書交付	翌週火曜日以降 (祝祭日が重なる場合は、受理書発行が前後する場合がございますので事前にご確認下さい。)

※ 通知及び連絡は致しませんので、受理書を受領する場合は、認印をご持参の上、お越し下さい。

あきる野市農業委員会事務局

電話 5 5 8 - 1 1 1 1 内線 2 5 2 1